

消防だより

No.89



Tokamachi Fire Department

平成29年3月6日

火の用心

特集

十日町地域消防本部 訓練棟完成

消防力向上の要となる訓練棟が、このたび十日町地域消防本部敷地内に完成しました。今号では特集でご紹介します。





特集 十日町地域消防本部 訓練棟完成



■訓練棟
訓練棟は、消防の知識・技術を習得するために必要不可欠なものです。また、災害にチーム一丸となって全力で対応するために、日々の訓練を通して、チームの絆を深めるための大切な施設でもあります。

消防庁舎北東側に位置する主棟（上の写真左）は、鉄筋コンクリート造地上4階、塔屋1階建て、地上高約18mの施設で、副棟（上の写真右）は、鉄骨造地上3階建ての施設です。主棟と副棟を活用することで、中州からの救助やリフトからの救出など、当地域特有の災害に対して、より実践的な訓練ができます。

より現場に近い環境で訓練することで、隊員の**実**災害対応能力を向上させる。



【棟外と棟内に崖】

主棟東側内部は3階まで吹き抜けになっており、天候や時間帯を問わず、高低差を生かした訓練ができます。



傷病者のもとへ降下する様子

主棟東側には、この施設の特徴である60度の傾斜面があり、転落救助等の訓練ができます。当地域では、山菜採りやキノコ採りで滑落など、斜面での救助出動が少なくありません。

地域
特
有の災害にも対応すべく設計。

【住宅屋根】

病態の観察と同時に屋根から降ろす準備



雪国特有の救助活動として、急病や怪我等により屋根から降りることができなくなった人の救助があります。一般住宅の屋根を再現した主棟北面は、屋根上での実践的な救出訓練ができます。

訓練棟 大解剖

【狭隘空間】



主棟1階床面を取り囲む煙道は、地震や大雪などで倒壊した建物内部に取り残された人の救出訓練も行えます。狭く閉鎖された空間は、訓練に緊張感をもたらします。煙道上部にグレーチングを設け、側溝内に見立てた訓練もできます。

大災害を
教
訓に。

【マンホール】



主棟の2階と3階の床面には、たて坑救出訓練用のマンホールがあります。3階のはしごは取り外しが可能で、それにより様々なたて坑救出訓練ができます。密閉されたマンホール内は、低酸素や有毒ガスなどの危険があるため、それを想定した環境測定や空気呼吸器を着装しながらの訓練を行います。



【火災現場を再現】

主棟内部は全て防水処理されていて、どの区画でも放水訓練が可能です。また、連結送水管やスプリンクラー等の設備に加え、全ての窓に暗闇を作り出すシャッターが取り付けられており、屋内で煙を焚けば実際の火災現場に近い訓練ができます。

様々な火災に対応するため、**再現する。**

自身を守るため、危険な空間へ**進**入する訓練は必須。

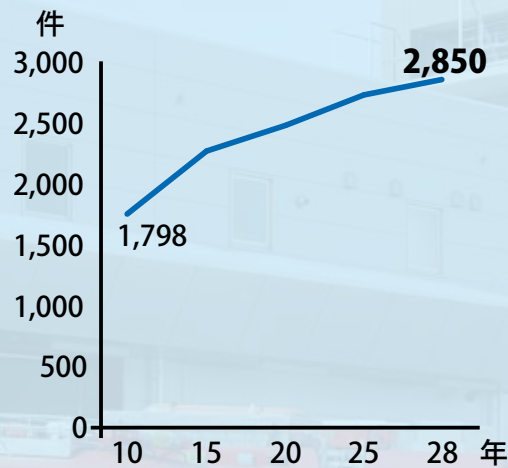
■防災教育の拠点

完成した訓練棟は、各種イベント時には、迷路室を使用した濃煙体験や、講習会用の屋内消火栓設備など、住民の防災教育の拠点としても活用されます。また、消防関係団体や近隣の消防署との合同訓練等で、技術・知識の向上を図りながら、より強固な防災ネットワークを構築するための施設になることを目的としています。

■全ては住民のために

住民の努力と住宅や製品の安全技術の向上により、建物火災や救助件数は年々減少する傾向にあります。それは言い換えれば、消防職員が現場経験を積む機会が少なくなっているということです。そのため、いつ起こるか分からない災害に対して対応できるよう、消防職員は「より実災害に近い訓練の積み重ね」が必要です。訓練棟の完成を契機に、住民の皆様の一層の「安心・安全」へと繋げていけるよう消防職員は努力していきます。

救急 2,850 件 (-10)



出動件数は平成10年の件数と比べると約1.6倍に増加しており、1日当たり約8件の出動がありました。また、昨年は小雪だったため、例年に比べて雪害が大幅に減少しました。

十日町消防も新体制となりもうすぐ1年が経過としております。この1年、各種災害対応や、訓練棟建設などがありました。今後も、「住民の安心・安全」のために精進してまいります。

※各種災害統計の詳細内容は、ホームページをご覧ください。

火災 30 件 (+1)

| | 計 | 建物火災 | 林野火災 | 車両火災 | その他 |
|-----------|-----------|-----------|----------|----------|-----------|
| 十日町市 | 26 | 10 | 2 | 1 | 13 |
| 津南町 | 4 | 2 | 1 | 0 | 1 |
| 合計 | 30 | 12 | 3 | 1 | 14 |

全体の火災件数に大きな変化はありませんでしたが、建物火災が前年の20件から減少し、火災で亡くなった人は、7年振りにいませんでした。

救助 40 件 (-13)

| | 計 | 交通事故 | 水難事故 | 機械事故 | その他 |
|-----------|-----------|-----------|----------|----------|-----------|
| 十日町市 | 31 | 20 | 1 | 1 | 9 |
| 津南町 | 6 | 3 | 2 | 0 | 1 |
| 管外 | 3 | 2 | 0 | 0 | 1 |
| 合計 | 40 | 25 | 3 | 1 | 11 |

出動件数は2年ぶりに減少し、このうち実際に救助活動をしたのが13件で、14人を救出しました。実際の救助活動は、前年の半数となりました。

防火衣

個人防火装備更新

従来使用していた防火装備は、平成15年度に導入して、既に10年以上が経過しました。各種災害出動、訓練等での使用で防火服のアルミの剥離や劣化等があり、防火装備としての効力が失われてきました。

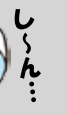
今回導入した防火装備は、平成26年度から検討していたもので、平成28年度から3年計画で更新していく予定です（平成29年1月5日から使用開始）。

新たな防火装備により、職員がより安全な現場活動が行えることで、住民の被害を最小限に食い止めることに繋がります。



住宅用火災警報器の維持管理について

赤色灯



電池切れ？劣化？

現在普及している住宅用火災警報器の多くは電池式であり、その電池の寿命は10年が目安とされています。住宅用火災警報器の電池切れや、電子部品の劣化が原因となり、万が一の火災発生時に警報音が鳴らないことがないように、定期的に作動確認を実施する必要があります。ご自宅に設置してある住宅用火災警報器の作動確認を行っていただき、必要な場合は電池の交換又は住宅用火災警報器の交換を行い、適切な維持管理をお願いします。作動確認方法等について不明な点がありましたら、十日町地域消防本部又は各分署へお問い合わせください。

消防だより火の用心

No.88号について（お詫び）

平成28年12月発行の『火の用心No.88号』で、消防団年間行事の「新入団員教育訓練」の説明文に誤りがありました。訂正版をホームページ上に掲載しました。お詫び申し上げます。

